

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)の施行状況

(令和元年度末現在)

所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
条例第81条の4に規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	57	15	27	5	2	7	10	6	4	6	6	3	148
条例第81条の4、5及び6に規定する土地の利用履歴等調査結果報告書受理件数	1,449	889	461	106	231	336	386	351	253	148	172	210	4,992
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	68	84	31	5	8	24	24	22	9	16	17	12	320
上記調査の結果、基準超過し要措置管理区域等に指定された件数	14	10	16	0	0	5	3	2	0	1	2	1	54
条例第81条の4及び6のただし書に基づき確認を行った件数	49	16	28	3	2	3	10	11	3	3	4	2	134
条例第81条の21の4の3に基づく区域指定申請により、要措置管理区域等に指定された件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。